【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年３月27日
【会社名】	株式会社日住サービス
【英訳名】	The Japan Living Service Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　野　村　　英　雄
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田１丁目11番4-300号
【電話番号】	06-6343-1841(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当　小　寺　　隆
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田１丁目11番4-300号
【電話番号】	06-6343-1841(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当　小　寺　　隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

平成26年３月25日開催の当社第38回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年３月25日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金８円　　総額123,602,632円

ロ 効力発生日

平成26年３月26日

第２号議案 取締役10名選任の件

取締役として、野村英雄、小寺　隆、青木　實、大原　修、新名和子、犬伏健次、三河　大、橋口純一、有田恵光及び山本　一を選任する。

第３号議案 監査役１名選任の件

監査役として、辻　忠彦氏を選任する。

第４号議案 退任監査役に対する退職慰労金の贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

退任監査役大倉義喜氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役９名及び監査役２名に対し、退職慰労金を打ち切り支給する。

なお、支給の時期はそれぞれの退任後とし、その具体的金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第５号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

取締役の貢献度等を総合的に勘案し、従来の報酬等の額とは別に、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年間30百万円以内とすること及びストックオプションとしての新株予約権の具体的内容について決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成の割合(%)
第１号議案 剰余金の処分の件	12,478	62	0	（注）１	可決（99.51%）
第２号議案 取締役10名選任の件					
野村　英雄	12,526	14	0		可決（99.89%）
小寺　　隆	12,527	13	0		可決（99.90%）
青木　　實	12,527	13	0		可決（99.90%）
大原　　修	12,527	13	0		可決（99.90%）
新名　和子	12,525	15	0	（注）２	可決（99.88%）
犬伏　健次	12,527	13	0		可決（99.90%）
三河　　大	12,525	15	0		可決（99.88%）
橋口　純一	12,527	13	0		可決（99.90%）
有田　恵光	12,524	16	0		可決（99.87%）
山本　　一	12,527	13	0		可決（99.90%）
第３号議案 監査役１名選任の件	12,525	15	0	（注）２	可決（99.88%）
第４号議案 退任監査役に対する退職慰労金の贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件	12,484	56	0	（注）１	可決（99.55%）
第５号議案 取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件	12,507	33	0	（注）１	可決（99.74%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認のできていない議決権の数は、賛成、反対、棄権の数に加算しておりません。

以　上